

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和7年4月28日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也		8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大藪 剛士	主事	中川 碧
主事補	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

2番	宮田 孝	3番	小川 豊
----	------	----	------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第13号議案から第15号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第13号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書の2ページをご覧ください。番号1番。申請事由は営農規模の拡大のためです。

【議案説明】

 譲受人は犬山市で農業を行う法人です。譲渡人は申請地から少し離れたところに住んでおり、営農が困難で他に耕作できる人を探していたところ、申請地の近辺を耕作している譲受人が耕作、管理することで話がまとまったため本申請となりました。

 譲受人は市内の大手の担い手です。譲受人は法人でありますが、農地の権利を所得できる農地所有適格法人の要件を満たしております。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

 続いて番号2番。申請事由は自宅の隣地で農業を行うためです。

【議案説明】

 譲受人は申請地の隣地に居住しております。譲渡人は高齢のため営農が困難で耕作できる人を探していたところ、譲受人が耕作、管理することで話がまとまったため本申請となりました。

た。

本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、4月21日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、以前から申請地を農地として耕作しており、申請地では玉ねぎや白菜等を育てること、また、草刈を定期的に行うことで周辺に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能であることを確認しております。

議案書3ページをご覧ください。

番号3番。申請事由は営農規模の拡大を行うためです。

【議案説明】

譲受人は犬山市内で水稻や野菜を耕作しております。譲渡人は遠方に住んでおり、営農が困難で耕作できる人を探していたところ、申請地付近の土地を耕作している譲受人が耕作、管理をすることで話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は認定農業者であり、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しております。農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます

議案書4ページをご覧ください。第14号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書5ページをご覧ください。番号1番。転用の目的は土場の拡張のためです。

【議案説明】

譲受人は申請地付近で主に土木工事業を営む法人です。業務を行う上で資材・穀などの保管場所が必要で、現在、申請地の西隣の土場を利用していますが、当初の予定よりも利用が増え

て手狭となり、新しい土場を必要としておりました。土地を探していたところ、譲渡人である土地所有者から同意を頂けたので、土場の拡張のため本申請となりました。

地図資料の 27 ページを御覧ください。周囲にはフェンス等を設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、申請地の雨水は自然浸透にて処理します。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 12 番、エー（ア）－ b －（ a ）、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地で第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 36 番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

議案書の 6 ページをご覧ください。第 15 号議案、農地中間管理事業に関する法律第 19 条第 3 項も規定による農用地利用集積等促進計画案の意見決定についてです。

第 15 号議案について説明に入る前に 1 点補足させていただきます。

法律の改正に伴い、これまで可能だった農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りの制度が、令和 6 年度末を以て廃止となりました。具体的にはこれまで可能だった相対での利用権の設定が令和 7 年度よりできなくなっております。

今後は、農地中間管理事業の推進に関する法律による利用権の設定を行うこととなっているため、今月の議案書から利用権の決定に関する議題の文言が変わっております。

7 ページの各項目の記載内容等につきましては、これまでの利用権設定と概ね変更はございませんので引き続きよろしくお願いたします。

議案書の説明に戻ります。7 ページをご覧ください。

今月の案件は、2件です。
整理番号1番が羽黒地区、2番が楽田地区の案件になります。

議案書の説明は以上です。

議長 ただいま事務局から第13号議案から第15号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

議長 ご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

15分ぐらいということで、14時25分まで地区審議をお願いします。

午前14時10分 地区審議

午前14時25分 開議

議長 それでは総会を再開します。

第13号議案に入りますが、本議案には田中隆委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により田中隆委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【田中隆委員 退席】

議長 第13号議案農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について犬山地区をお願いします。

宮田委員 2番の宮田です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2 番について城東地区お願いします。

安田委員 5 番の安田です。

2 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3 番について楽田地区お願いします。

河村委員 9 番の河村です

3 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 13 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。田中隆委員は席へお戻りください。

【田中隆委員 着席】

続いて第 14 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1 番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6 番の斉木です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました

ので、全委員さんにお諮りします。

第14号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第15号議案に入りますが、本議案には田中隆委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により田中隆委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【田中隆委員 退席】

議長 それでは第15号議案農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見決定について意見の決定を求めます。

1番について羽黒地区をお願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番について楽田地区をお願いします。

河村委員 9番の河村です。

2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第15号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。田中隆委員は席へお戻りください。

【田中隆委員 着席】

議長 続いて、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の 8 ページをご覧ください。第 7 号報告、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理についてです。

 議案書の 9 ページをご覧ください。今月の報告は 3 件です。

 議案書の 10 ページをご覧ください。報告第 8 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理についてです。

 議案書の 11 ページと 12 ページをご覧ください。今月の報告は 5 件です。

 報告は以上です。

議長 ありがとうございます。

 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。

 これで本日予定しました案件は全て終了しました。

 これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。